

令和3年横瀬町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月26日(月) 午前10時から10時25分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長 2番 町田恒夫

会長職務代理者 7番 富田哲夫

農業委員 3番 町田幸広

4番 町田多

5番 佐野貞行

6番 小室寿徳

8番 小泉茂樹

9番 若林想一郎

10番 武藤量司

農地利用最適化推進委員 第1 平沼敏明

第2 荒舩敏明

第3 石黒夢積

4. 欠席委員(1人)

1番 加藤虎三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大畑忠雄

書記 小俣敏孝

長嶋昭浩

7. 会議の概要

議長 大変お暑うございます。1番の加藤虎三委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は9名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第7回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

10番、武藤量司委員、4番、町田多委員のご両名にお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

なお、番号1及び番号2につきましては関連がございますので、一括審議といたします。

議案第9号について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号について説明いたします。

まずは、番号1についてですが、農地の地番は議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は330平方メートルです。譲受人は議案書にございますとおり町内在住の方で、譲渡人は議案書にございますとおり所沢市在住の方で、譲受人の妹であります。申請理由は所有権の移転となっています。

3ページ目をご覧ください。案内図1で場所について説明いたします。

申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。

具体的な場所ですが、川西コミュニティ広場の北東約350メートルのところが申請地になります。

次に、番号2についてですが、農地の地番は議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑で、計画面積は895平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方で、譲渡人は譲受人のおいであります。申請理由は使用貸借権3年の設定となっております。

4ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の右側にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、山口浄水場の西約50メートルのところが申請地になります。

番号1の農地につきましては、町内に住む譲受人が、隣接する自己所有の農地と併せて以前から管理していたとのことであります。亡くなられたご兄弟の農地相続を含め、親族間で今後の農地の維持管理について話し合いをした結果、町外に住む兄妹が所有する農地については、将来、耕作放棄地になりかねないとのことで、譲受人に集積し、農地として適切に管理したいとのことで申請に至ったものです。

しかしながら、取得後の農地面積が、農地取得の下限面積要件であります30アールに満たないため、要件を満たすべく譲受人のおいが所有する農地を借り受けるため、番号2の申請となった次第であります。したがって、今回は2件併せてご審議いただくものです。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号「全部効率的利用要件」といたしまして、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか、農業従事者や農機具の所有状況はどうか、これまでの営農実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号「常時従事要件」といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第5号「下限面積要件」につきましては、取得後の農地が30アール以上であることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号「地域調和要件」といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の荒船推進委員さん、番号1についての説明をお願いいたします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第9号番号1、農地法第3条の許可申請に関する件につきまして申請書並び添付書類を精査し、去る17日に地区担当の冨田委員と帯同して申請者である譲受人宅に赴き、現地調査の立会いを求め、15時から実施しましたので、所見を述べさせていただきます。

当申請地は川西地内で、東側に横瀬川が南北に流れていて、その河川沿いに諏訪神社があり、同神社の南側に位置する330平米の農地を売買により所沢市内に居住する譲渡人から取得するもので、申請地となる譲受人が農地取得する要件を満たしているかについて事務局で農地台帳を確認したところ、現在所有する農地面積は4筆で、総面積は1,144平米で、今回、農地の売買にて取得する面積330平米を加算するも1,474平米で、今回申請された審議される議案第9号番号2の農地法第3条の許可申請について、譲受人が3年間の使用貸借契約を締結して農地895平米を借り受けても農地の取得要件を満たすことができないので、譲受人の兄弟姉妹で農地915平米を所有していた親族が死亡し、死亡した人には配偶者並びに直系親族がいないことから、法定相続人第3順位の兄弟姉妹4人並びに代襲相続人4人の遺産分割協議が調ったことから、農地法第3条の許可申請がされたもので、全ての農地を合算すると農地取得の要件を満たすと判断し、事務局から議案の上程説明がありましたとおりで、総合的に判断し、やむを得ないと判断させていただきましたので、委員皆様のご審議のほどお願いいたします。

なお、譲渡人が所有する登記事項証明書の住所が、入間市が居住地で、申請書の住所が所沢市在住と異なることから、住民票の添付がないので、どちらが真の居住地であるかを判断しかねますが、異なるのであれば早急に法務局で住所変更の手続をするべきかと思いますが、参考までですが、売買する対象農地の地籍を示す杭は確認できませんでした。

以上で推進委員としての所見をお話しさせていただきました。以上でございませう。

議長 担当委員の説明を終了します。

続いて、番号1について補助委員の7番、冨田委員、お願いします。

冨田委員 議案第9号番号1、許可申請に関する件につきまして所見を述べさせていただきます。

去る17日の日に荒船推進委員さんと譲受人の方もご同席願いまして、現地調査をいたしました。譲受人の方は既にお亡くなりになった方も多いのですけれども、ご兄弟の多い方で、今回、上程されました農地も妹さんの所有であります。ご兄弟も高齢になり、また遠方に居住しているために、従前から譲受人の方がそこを借り受けて耕作をしまっていました。心配なのは、ご本人も高齢であり、体調も決してよくはないとおっしゃっていたのですが、耕作地はしっかり管理してあり、きれいな状態でした。違反転用にならないように、体の動く限りは大丈夫だと思いますけれども、ただ荒船推進委員さんがご指摘なされていたように、譲渡人の登記上の住所が異なるのであれば、そちらのほうを是正するのが先ではないかなと思います。もしよろしければ、ご説明をお願いできますでしょうか。

委員皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、番号2についての説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員さん、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第9号番号2について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る17日土曜日、補助農業委員の小泉委員と同行し、現地及び申請土地の確認をいたしました。ただいまの事務局の説明を聞くと、場所は299号沿いのもと田んぼ、今、畑ですか、895平米で、この農地は現地を見ますと管理はされているようでした。でも、今年度あたりは作物等を作ったような形跡はありませんでした。そういう意味では、こういうふうに話合いで管理したがほうがいいのかとは思いますが。

周辺農地は田んぼでありますので、特に悪い影響はなかろうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、番号2について補助委員の8番、小泉委員さん、お願いします。

小泉委員 7月17日に平沼推進委員さんと当該農地の現地調査に行ってきました。この畑は、立地もよく、日当たり、それから平坦度含めて、根古谷地区で

は一番、一等地だと思っていたのですけれども、今回、現地調査に行きましたら、草がちょっとぼうぼうになっていまして、何らかの要因で耕作が難しくなったのかなと推察しております。

そういった中で、本申請で担い手の方が耕作していただくのは非常にいいことだなと思っています。そんな点も含めて皆さんのご審議よろしくお願ひします。

議 長 ご苦労さまでした。ご指摘のご意見をいただいておりますので、ここで事務局から答弁いたします。

事 務 局 先ほどご指摘いただきました所沢市在住の方の所有権の移転の関係の番号1なのですが、すみません。事務局としまして住民票の添付が実はございまして、これは相続の関係で書類を一通りもらった段階で、そちらのほうの資料で入っております、登記簿にございます入間市の住所が前住居市ということで住民票、こちらなのですけれども、確認はさせていただいておりますので、入間市の方の同姓同名の方ということではなくて、住民票でつながりの確認は取れますので、その辺につきましてはちょっと事務局も気がつきませんで、添付書類として提出することができませんでしたので、改めておわび申し上げます。必要に応じまして、この後、見ていただくなり配付するなどの対応を取らせていただきたいと思いますので、ご勘弁いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま確認をさせていただきました。よろしいでしょうか。

〔「はい」〕

議 長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時24分

議 長 それでは、再開をさせていただきます。
質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第9号番号1、番号2につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。
全員賛成です。

よって、議案第9号番号1、番号2、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時25分)